会計制度研究会(第5回)議事要旨

日時:平成31年4月16日(火)14:00~16:00

場所:主計局第二局議室

出席委員:藤谷座長、有川委員、石田委員、川澤委員、楠委員

事務局出席者:阿久澤法規課長、照井法規調査官、西川補佐、中塚専門官

議題:第4回研究会における意見について

(予定価格の上限拘束性について)

(公共調達の付帯的政策への活用について)

公共調達の付帯的政策への活用について(その2)

- 運用における実態はともかくとして、予定価格の意義としては、やはり相場 観のある合理的で妥当な価格でなければならないのではないのか。
- 社会的政策や付帯的政策を加味した上での予定価格とは何かを考える必要がある。相場観に基づいて発注機関が予定価格を設定するが、付帯的政策を加味した場合、どう予定価格を設定するのか悩むことになる。予定価格と付帯的政策をくっつけると新たな論点が生じるのではないか。
- 予定価格がある種のバックストップ機能を果たしてくれている局面とそれ がしり抜けになってしまっている局面とに分けて考えた方が良いのではない か。二つをリンクして考えることは賛成である。
- 価格競争で自動落札方式を採用した場合の予定価格の上限拘束性というものは、ある意味、仕様を明確にして上限拘束性を設け自動的に落札することで入札契約手続きの簡素化を図るという点で意義があると思う。一方、総合評価方式により質と価格の両方を評価する仕組みが導入されたため、上限拘束性をどう考えるのかは、一つの論点となるのではないか。
- 付帯的政策の入口と出口のうち入口としての資格要件の中で付帯的政策を付与するのはルール化しやすく、検証もしやすい一方、出口としての評価については事業と直接関係しない他の政策についてどう評価していくのか、難しい。付帯的政策を付けやすく透明性を確保できるのは入口の場合と随契の場合。それ以外は、法の整備やガイドラインを明確にして、外から繰り返し検証ができる仕組みを作らなければとても危ない。
- 競争入札で、競争参加資格を絞る場合は、使い勝手が難しい。入口を絞ると、 応札可能業者が絞られる。一方、総合評価は、入口のところで絞るわけではな く、参加者を広く募集するが、仕様書を見て参加者が降りる。競争性が低下し たといわれることを、発注者としては躊躇するため、競争入札と総合評価のど ちらが使いやすいのかは、発注者の立場からと、理屈とでは異なってくるので

はないか。

- 包括協議が整っているものについては、入口、出口でも付帯的政策を付けられるが、整っていないものについては、総合評価が認められないため、入口のみに付帯的政策を付けることになるので、二極化が生じている。
- 付帯的政策に対して、会計検査院としては、法令の根拠がなく行われている 運用については、どのような比較計算を行ってやったのか根拠がないと、制度 全体に改善を求めることとなると思う。
- 包括協議が整っているものについても、技術点に差がないようなものであれば、技術が標準化しているのだから、仕様を標準化して、価格競争に移行させるといった形で、常に事後的に検証をさせるべきではないか。
- 付帯的政策の適用をどのような場合に認めるかについては、長期的に見て 経済的であるといった便益を計算させるとか、いろんなケースが考えられる のではないか。
- 総合評価は、関係者以外その決定過程が分からず、その契約の履行において もその評価事項の実施が担保されていないので、不透明ではないか。
- 総合評価については、元々の考え方がどうだったか、現状がどうか、一旦整理する必要があるのではないか。
- 〇 総合評価は、制度設計が中途半端なままで、更に不透明な運用がなされているため、改めて検証が必要ではないか。
- 付帯的政策の器の制度設計について当初の理念があったにせよ、現在は曖昧になっており、その運用についても透明性を欠いている。その上澄みである付帯的政策の表面部分だけを議論しても前に足を取られることとなる。
- 〇 (付帯的政策について)良いものと悪いものを平場で判断できる土壌が整っていないのではないか。付帯的政策の効果(言い値)については、誰がどのフェーズで検証するのかという事後チェックの問題が出てくる。
- O 根拠がきちんとしていないものでやりだしてしまうと、現場でやりたい放 題になってしまうので、検査院的には、きちんと検証して見直しなさいと意見 することになると思う。
- 実際は、付帯的政策の効果について、検証可能なデータが示されることはなく、受注者側に特定のノウハウが必要、創意工夫を求めることを前提にしているといった理由から、単純な価格競争にはより難いので、総合評価が必要だとの話になることが多い。
- アメリカでは、中小企業の参加機会を奪うこととなるので、複数契約を一括 調達に変更する場合には、コスト削減について一定の基準を設けている例も ある。
- 付帯的政策を提案する側に、挙証責任をもたせるといった方法もあるので

はないか。ある程度エビデンスを出してもらったうえで認め、事後の検証も行うなど。

- 〇 中小企業振興のケースについては、経済性よりも、中小企業振興の公正性を 前面に出せば、説明責任は果たせるのではないか。
- 経済性の有無だけで決めるのは困難な部分があるが、制度として多段階で 見るのか、あるいはどこかのレベルで見るのが可能なのかという問題と理解。
- (入口で仕様を決めてやるか、入口を狭めず総合評価でやるかは)政策にどれだけコミットしているのかということではないか。強くコミットしなければならない政策は入口で厳しくやっている。強く制限されていないものに関しては、経済性の判断なども出てくるので、総合評価としているのではないか。強くコミットしているものについては、仕様などで固めてしまった方が良いのではないか。
- 入口はある程度制度的根拠が必要である一方、出口は評価なのでファジーなのかもしれない。本当に付帯的政策をやりたい場合は入口が効果的であるが、他方、付き合い程度でつけるおまけとしての付帯的政策については、その内容も一義的には決まってこないのではないか。
- ある省が積極的に付帯的政策をやりたいが、正面から予算要求ではやらず原課レベルでやろうとしているパターンと、お付き合いパターンとがある。これらは非効率であり、原課にとっては、ある種矛盾する命令が上から来ていることとなるため、これを交通整理する必要がある。現状、会計法令と官公需法でも矛盾が生じており、理想としては、マンデートをはっきりさせるべきと思う。
- 本来、付帯的政策は、仕様のような形で完全にコミットする場合も、そうでない場合も、企業のインセンティブを変えるため、国民の意識を変えるためにやっているのではないか。
- 付帯的政策の中では、評価点において、企業の行動を変容させるような重み付けがないものもあるが、一方で政策官庁として看板を下げるというのも実態としては難しいところもあるのだろう。
- 政府調達については、調達する側だけを考えていたが、調達の相手方の状況 (持続可能な安定的なマーケットの環境が整っていなければならないという 点)も一緒に考えないと厳しいと言える。
- 〇 日本では、従来、マーケットに対して受動的であって、積極的・政策的に作り出すことは考えてこなかったが、担い手確保を打ち出した品確法以降、マーケットについて少し戦略的に考え始めたという点がある。

また、マーケットにも2つあって、1つは普通のマーケットで売っているものを調達するというもの、もう1つは、発注段階でマーケットが生まれるもの

がある。これらは分けて考える必要があり、後者の官製市場は独特な市場であって、付帯的政策はいずれにも関わるが、官製市場というのは少し悩ましい。

- 〇 付帯的政策も、本来は政策手段として補助金等と比べられればいいが、難しいところもある。一方で、行為規範などにおいては、付帯的政策の方がうまくレバレッジが効くというところもあるとは思う。
- 予定価格については、今まで否定的に見ていたが、付帯的政策を考えると意味があるのではないか。価格がこれ以上超えないから、あとは裁量で専門性化してよいという議論もできなくはない。しかし、本来、この二つは一緒にすべきものではない。上限価格があるからいろいろできる。逆に言えば、問題が起きても上限価格がストッパーとしての役割を果たしているからやってこられた。悪く言えばすべての元凶であると言えるし、よく言えばこのおかげでいろいろなものを機能させていると言える。それとどう向き合うのかが論点となるのではないか。

以上